

複写機賃貸借契約書(案)

徳島県(以下「甲」という。)と ○○○○株式会社(以下「乙」という。)とは、デジタル複写機(以下「複写機」という。)の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が甲に複写機を賃貸するとともに、複写機の適切な操作方法を指導し、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写機に必要な消耗品等(用紙及びステープル針を除く。以下同じ。)を円滑に供給することを目的とする。

(契約物件及び設置場所)

第2条 契約に基づき賃貸される複写機及び複写機の設置場所は別紙のとおりとする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。ただし、令和9年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(物件の引渡し)

第4条 乙は、複写機を甲の指定する設置場所に納入し、甲が使用できる状態で引き渡さなければならない。

(複写数量の算出)

第5条 乙は、毎月末において甲の指定する係員の確認を受けて、前条の設置場所において白黒複写片面1枚ごとの枚数及びカラー複写片面1枚ごとの枚数(複写数量という。以下同じ。)をそれぞれ算出し、料金を支払請求書により甲に対し請求する。

2 乙は、枚数を算出するに当たっては、乙の社員又は乙の指定する者が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のために使用した枚数及び乙の責めに帰すべき事由により生じた枚数を使用実績上の枚数から控除するものとする。

(料金)

第6条 料金の算出方法は、次のとおりとする。

- (1) 白黒複写片面1枚当たりの単価は、金_____円(消費税及び地方消費税別)とする。
- (2) カラー複写片面1枚当たりの単価は、金_____円(消費税及び地方消費税別)とする。
- (3) 複写数量に単価を乗じて得た額(当該金額に円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)に消費税及び地方消費税相当額(当該金額に円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)を加算して料金を算出する。
- (4) 料金の算出は、複写機ごとに行うものとする。複写枚数に単価を乗じたときに1円未満の端数が生じた場合、端数は複写機ごとに切り捨てるものとする。

(料金の支払)

第7条 甲は、乙から第5条による適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に料金を支払わなければならない。

(複写機の保守)

第8条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように、技術員を設置場所に派遣して点検調整を行わなければならない。

2 複写機が故障した場合、甲の請求により、乙は、直ちに技術員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

(消耗品等の供給)

第9条 消耗品等は乙の技術員の点検又は甲の請求に基づき複写機を正常な状態で使用できるよう乙が必要と認めた場合、乙はこれを供給する。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第10条 複写機及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

2 甲は、複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複写機の現状を変更するような行為及び消耗品等を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

第11条 甲は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合、複写機の移動は、乙が実施する。

(保険)

第12条 乙は、複写機につき、乙の費用で動産総合保険を付保する。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補われた損害に対しては、同項の規定にかかわらず乙は甲に賠償を請求しない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、保守の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に使用してはならない。

(料金改定)

第15条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他経済事情の変化により料金を改定する必要がある場合、乙は料金改定日の1か月前までに書面で料金の改定を甲に通知し、甲乙協議の上、新料金を決定する。

(契約の解約)

第16条 甲又は乙は、原則として3か月前に書面によって相手方に通知することによりこの契約を解約することができる。

2 前項によりこの契約が解約された場合には、甲又は乙は、これにより被る相手方の損害については共にその責めを負わない。

3 前2項のほか、甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

(1) 契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) この契約に違反したとき。

(3) 正当な事由が無く甲の指示又は監督に従わないとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

4 前項の規定により契約を解除した場合において、既納分があるときは、甲は、相当代価を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号)第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(その他)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年7月22日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙

取 扱 仕 様 書

(総則)

第1条 この仕様書は設置場所及び保守点検業務の取扱いを示すものである。

(設置場所)

第2条 設置場所は別紙のとおりとする。

(保守)

第3条 保守点検業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 保守対応時間は県の機関の開庁日の午前8時30分から午後6時までとする。
※ 県の機関の閉庁日・・・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日
- (2) 保守員は複写機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とする。
- (3) 複写機の使用頻度に応じ、故障が生じないよう必要に応じて点検整備作業を行うこと。
- (4) 修理点検依頼があった場合は速やかに点検整備作業を行うこと。
- (5) 頻繁に故障が生じ正常な状態で使用できない複写機に対しては、速やかに代替機を配置すること。
- (6) トナーカートリッジ等の消耗品は不足が生じないよう補充をすること。
- (7) 使用済みトナーカートリッジを回収すること。
- (8) 配置先の複写機の状況を常に把握し、必要に応じて報告及び操作指導をすること。